「令和２年度若年者地域連携事業」に係る評価項目及び評価基準

１　選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

２　決定方法について

(1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち３に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア　入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ　入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

３　総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300 点

- 価格点：100 点
- 技術点：200 点
  - 価格と同等に評価できない項目　100 点（評価項目※１）
  - 価格と同等に評価できる項目　100 点（評価項目※２）

価格点＝（１－入札価格／予定価格）×100 点

(2) 価格点の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じた値に 100 点を乗じて得た値とする。

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア　提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

イ　必須項目審査については、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。１つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、35 点とする。

・業務実施の基本方針の適格性

・組織・人員体制について

・その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について

ウ　必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、絶対評価により加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書を評価し、各項目に０点から 10 点を付与する。各項目に付与された特典に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計する。

エ　各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ　複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。